

二 級 河 川

藤原川水系河川整備計画

～ 湯のまちから港町へ 藤原川にやすらぎと輝きを求めて ～

平成 1 8 年 1 2 月

福 島 県

藤原川水系河川整備計画

目 次

第1 河川整備計画の目標に関する事項

1 流域と河川の現状

- (1) 流域の概要 1
- (2) 治水事業の変遷..... 6
- (3) 利水の変遷 6

2 河川整備計画の目標

- (1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項..... 7
- (2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項..... 8
- (3) 河川環境の整備と保全に関する事項..... 9

3 計画対象期間及び対象区間

- (1) 計画対象期間..... 10
- (2) 計画対象区間..... 10

第2 河川の整備の実施に関する事項

1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により

- 設置される河川管理施設の機能の概要..... 11

2 河川の維持の目的、種類および施行の場所

- (1) 河川の維持の目的..... 19
- (2) 河川の維持の種類および施工の場所..... 19

3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

- (1) 地域と一体となった河川整備に関する事項 21
- (2) 河川情報の提供と地域との連携に関する事項 21

第1 河川整備計画の目標に関する事項

1. 流域と河川の現状

(1) 流域の概要

ア 流域

藤原川流域は、福島県^{はまどお}浜通り地方の南東部に位置し、その流域全体がいわき市に属し、いわき市湯本町や小名浜の市街地を含み、流域内人口は約9万人である。

藤原川水系は、いわき市の三大明神山^{さんだいみょうじんやま}（標高721m）及び天狗山^{てんぐやま}（標高631m）にその源を発し、湯の岳山麓^{ゆ たけ}などの山間を流れ出て、丘陵地の間を南東に向かって流下し、下流の市街地において、左支川湯長谷川^{ゆながやがわ}、湯本川^{ゆもとがわ}、水野谷川^{みずのやがわ}、馬渡川^{まわたしがわ}、右支川岩崎川^{いわさきがわ}を合わせた後、南に向きを変え、いわき市富岡前地先で左支川矢田川^{やだがわ}を合流する。ここより河道は広くなり、河口部付近で右支川釜戸川^{かまどがわ}、宝珠院川^{ほうじゅいんがわ}を合わせ、小名浜港内を経て太平洋に注ぐ、流域面積115.1k m²、法指定区間78.5 kmの二級河川である。

当流域は、太平洋気候を示し、豪雨は梅雨期及び台風期に多く発生しており、小名浜気象観測所における年平均降水量は約1,400mm、平均気温は約13℃と県内で最も温暖な気候となっている。

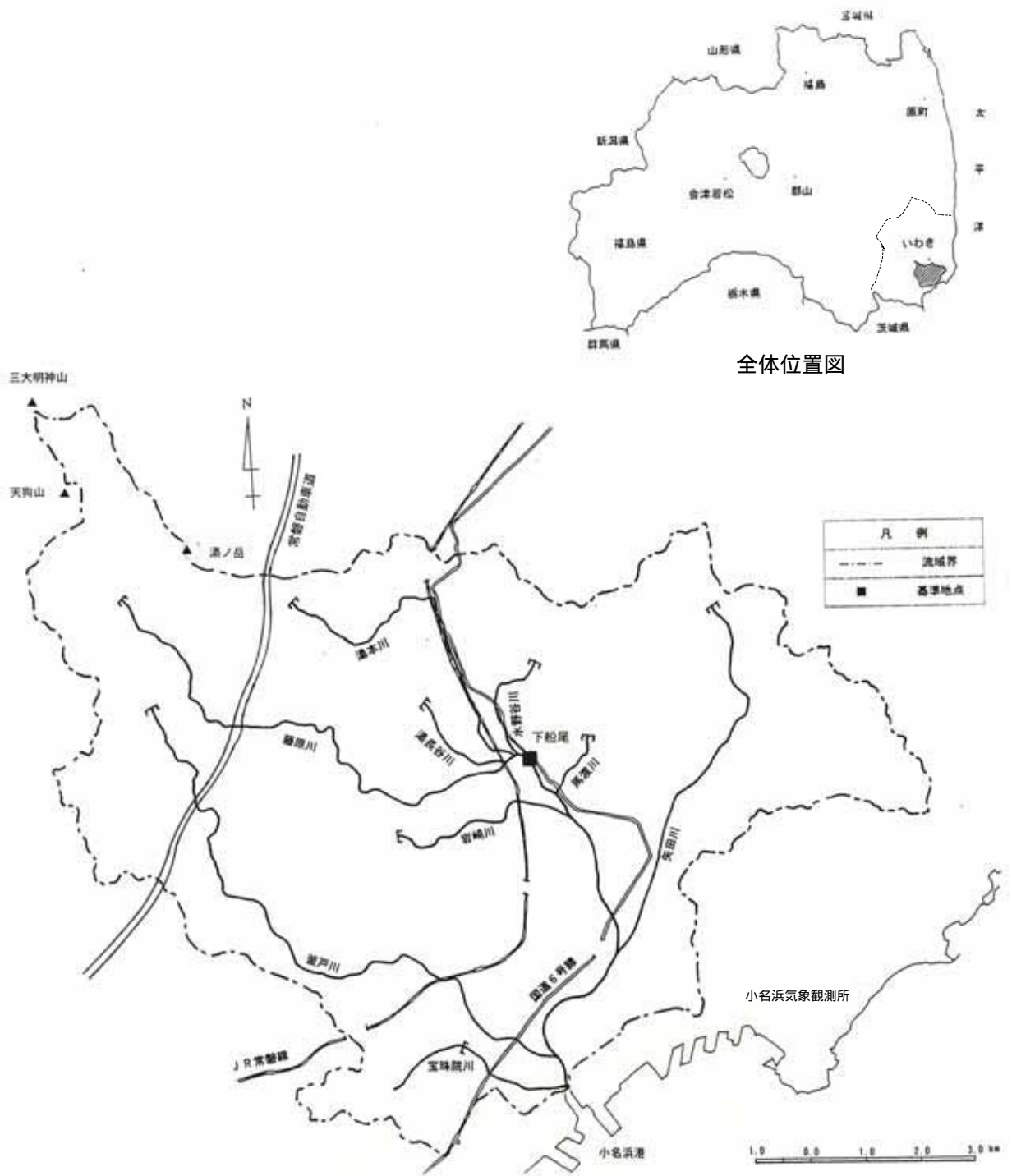


図 - 1 藤原川流域概要図

イ．社会環境

いわき市は、昭和 41 年 10 月に旧平市など 14 市町村が同時合併して誕生した市で、現在人口約 36 万人を有し、仙台市に次いで東北第 2 位の都市である。

「創りたい ゆたかな明日、伝えたい 誇れるいわき」を合い言葉にした、いわき市新総合計画を基にまちづくり計画が進められており、藤原川流域は、常磐・小名浜の 2 地区を中心とし、これに平地区の一部を含んだ 3 地区にまたがっている。

藤原川流域の上流部に位置する平地区は、いわき市の中心的地区であり、藩政時代の城下町として発展した。近年では、いわきニュータウンの開発が進んでいる。

中流部の常磐地区は、湯本温泉や隣接するリゾート施設をはじめ、常磐炭坑の歴史を今に伝える石炭化石館などの歴史文化施設等を中心とした観光地として振興が図られているほか、常磐自動車道の開通に伴い、工業団地や大規模な宅地造成が活発に行われている。

下流部に位置する小名浜地区は、国際貿易港であり、また県下随一の水産基地である小名浜港を擁し、常磐炭坑に発した諸工業を基盤として工業地区の性格を強めている。

また、近隣には、夏井川渓谷や勿来、いわき海岸などの県立自然公園があり、山・川・海と変化に富んだ観光資源を抱え、これら 3 地区を常磐自動車道や国道 6 号などの主要道、JR 常磐線が結び、観光や産業の活性化を促進し、流域内の生産活動の拡大、発展をもたらしている。

流域内の土地利用は、全体の約 74% が山地、丘陵地で、低地は約 26% となっており、低地、丘陵地を中心に市街化、宅地化が進行している。藤原川本川及び矢田川沿いの丘陵地、低地は都市計画区域が設定されており、街路事業や下水道事業などによる都市基盤の整備が進められている。

いわき市は、昭和 39 年に新産業都市の指定を受け、重化学工業や電気器具の製造が主流となっているほか、近年は先端技術型・頭脳集積型産業の工場誘致などによってハイテク産業都市に変貌しようとしている。また、農業も近年、都市近郊型農業に脱皮し、花卉や畜産を中心に発展しており、藤原川流域は、これら工業及び農業の新分野の基盤形成の場となっている。

産業別就業人口の推移は、第 1 次産業の就業人口が減少しているのに対して、第 2 次産業、第 3 次産業の就業人口は増加しており、新産業都市の指定以降、着実に工業、商業都市へと進んでいる。

ウ．自然環境

藤原川流域の北西部は、阿武隈山地の 700m 級の山岳地帯となっており、これに接する丘陵地は 200m 近い標高を有し、小名浜港に向かって次第に低くなり海岸付近の丘陵地では標高約 70～90m となっている。低地は藤原川、釜戸川、矢田川等に沿いながら細長く続いている。

地質は、変成岩・中生代または古生代の古期花崗閃緑岩が山地を占め、丘陵地の新第三期層は湯長谷層群と呼ばれる礫岩・砂岩・石炭層からなる層で、常磐炭鉱の石炭はこの層から採炭されていた。低地は藤原川をはじめ各支川沿いに、第四期の堆積物からなっている。

藤原川は、山間部を流れ、溪流、渓谷となっている上流部と、丘陵地の田園地帯を流下する中流部、市街地区間を流下する下流部、小名浜港に流れ出る河口部に区分できる。

最上流部の田代地区からは流域が一望でき、はるか遠くに藤原川が流れ着く太平洋を望むことができる。周辺の山々にはカスミザクラ、コナラ等の広葉樹木が彩りを添え、四季折々の美しい自然景観を創り出しており、この豊かな自然を源として藤原川の流れが創り出される。上流部は、流れの早い溪流となっており川上渓谷を創りだし、瀬淵を刻みながら山地区間を抜け、水田地帯へ流れ出る。連続している瀬淵にはヤマメが生息し、川岸の石の下にはギバチが生息している。水際にはカワセミ、ヤマセミが見られ、エサ場にもなっているなど、多様な種類の動植物が生息している。

また、溪流部を抜けると砂防区域となり、砂防公園から二枚橋にかけての河道状況は、流域内に炭坑を擁していたことから、坑内の漏水対策として、コンクリートによる 3 面張りとなっているが、河道内に堆積した土砂が流れに変化をもたらし、ヤマメ、ギバチ等が生息している。

中流部では、宅地化が進んでいる中でも広い水田地帯が広がっており、周辺の山々とあわせて美しい田園景観を創り出している。藤原川はこの水田地帯の中を大きく蛇行を繰り返す、瀬淵を作り出し、流れに緩急をつけながら流下している。流れの緩やかな淵ではウグイが生息し、貴重種のギバチが見られる。また、川の水面を沿うように飛ぶカワセミの姿も確認されている。

水田地帯を抜けると、湯本温泉街を流れる湯本川などの支川が合流し、市街地、工業地の中を通り、小名浜港へ流れ出る。この区間は感潮区間であり、河床はシルト、粘土、砂で構成され、瀬はほとんど見られず、穏やかな流れのなかにはウグイが群れをなし、また汽水性の魚であるハゼ、ボラなどが見られる。水際にはヨシ、ススキ類が繁茂し、モツゴやウナギの生息地となっているほか、カルガモの繁殖地やサギ類の格好の採餌場となっている。

これらの自然環境を生かし、河川敷を利用した藤原川河川公園や豊かな自

然を活かした藤原川砂防公園が整備されており、市民のレクリエーションや環境教育の場として利用されているほか、河川に集まる水鳥のバードウォッチングの場としても利用されており、自然環境を活かした河川空間の維持、形成が求められている。

なお、このような動植物の生息・生育環境や景観、河川利用等に支障をきたすような濁水は近年発生していない。

水質に関して、藤原川はC類型として水質環境基準類型指定を受けており、環境基準点である愛谷川橋地点においては、水質汚濁の指標であるBOD（75%値）は経年的に満足している。また同じく環境基準点であるみなと大橋地点では、下水道の整備により、近年は環境基準を満足している。

水質調査地点である島橋地点においては環境基準を若干上回っているものの、現在いわき市において平成22年を目標とした公共下水道の整備が進められており、近年は水質の回復傾向が見られる。



写真 - 1 環境教育の場（藤原川：磐崎小学校）

(2) 治水事業の変遷

藤原川流域は古くから炭鉱により栄えた地域であり、その一方で、炭鉱から排出される土砂により河床が上昇し、度々氾濫が起きるようになった。昭和に入り、小名浜地区の工業化が進展する中でも河川の氾濫は度々発生し、昭和39年8月洪水では、本川堤防が決壊し、水田百町歩（約100ha）冠水，床上浸水約50戸もの被害が生じている。

この洪水を契機に、藤原川の本格的な治水事業が始められ、藤原川本川をはじめ、各支川において築堤などによる河川改修が行われてきた。

しかしながら、昭和46年4月の集中豪雨、昭和52年9月の台風により本支川において浸水被害を受けた。その後も、いわきニュータウンをはじめ、各種工業団地の建設等により、土地利用が大きく変貌したため、流出量が増加傾向にある。特に平成5年11月の集中豪雨による洪水では、床上浸水468戸、床下浸水269戸、一般資産被害額2,684百万円という多大な被害を受けているほか、平成10年10月洪水など藤原川上流域や支川流域において度々洪水被害を受けている状況にあるが、^{注)}河川改修率は54.3%と水系全体の治水安全度は依然として低い状況にある。このため今後抜本的な治水対策を行い、早急に治水安全度の向上を図っていくことが必要である。

$$\text{注) 河川改修率(\%)} = \frac{\text{一定の計画に基づき改修された延長}}{\text{指定区間のうち改修を必要とする延長}} \times 100$$



写真 - 2

平成5年11月14日集中豪雨
における被害状況（湯本川）

(3) 利水の変遷

藤原川水系では、釜戸川，藤原川，矢田川等でかんがい用水として利用されてきた。また、鮫川水系から死骨川へ暗渠により導水され、農業用水として利用されている。

この他に現在取水はなされていないが、いわき市が泉町滝尻八帆入の釜戸川で上水道用水2,000m³/日を確認している。

なお、近年において、これら河川水の利用に支障をきたすような濁水は発生していない。

2. 河川整備計画の目標

事業を進めるにあたっては、施設整備の必要性、緊急性、計画の妥当性について、流域住民の理解を広く求め、限られた河川整備への投資を有効に発揮させるよう、流域内の資産や人口分布、土地利用の動向などの確に踏まえ、治水効果の早期発現に向けて順次整備を進める。

また整備にあたっては、流域に関わる「山、川、海」など広い視点で流域をとらえ、流域の自然環境、社会環境、歴史、文化など勘案し、地域住民と関係機関が一体となった整備を行う。

(1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

ア 現況と課題

藤原川水系の治水事業は昭和39年より着手されているが、昭和46年4月の集中豪雨、昭和52年9月の台風等により、藤原川下流部及び支川において浸水被害がたびたび発生していたことから、流域の資産が集中する本川下流における浸水被害の防止を目標に河川整備に取り組んできた経緯がある。今後も本川下流部の整備を図る必要があり、平成17年7月に策定した二級河川藤原川水系河川整備基本方針に基づき、段階的に整備を進めていく必要がある。

一方で、藤原川流域の社会状況は、市街化に伴う住宅地開発、各種工業団地の建設など流域資産の増加が見られ、上流域まで宅地化が進行している。このような社会環境の変化の影響もあり、近年の洪水被害は中・上流部区間で集中して発生するなど、治水対策の目標としては新たな課題が浮かび上がってきている。特に、平成5年11月14日の集中豪雨による洪水では、湯本川において市街地に多大な被害を及ぼしている。

このため、都市計画や下水道整備などの開発計画を踏まえ、流域資産状況を勘案した効率的な治水事業投資が必要であり、継続した治水対策の実施が必要となっている。



写真 - 3

平成5年11月14日集中豪雨
における被害状況（湯本川）

イ. 目標

本整備計画では、流域の規模、土地利用、公共施設の有無等と社会経済的重要度を考慮し、特に市街化が著しく重要度が高まっている河川及び頻繁に浸水被害を受けている河川について、治水安全度を高め、浸水被害を防止、軽減するため、整備を進めてきた河

川のうち優先的に河川整備を実施する。

河川整備を実施すべき河川については、近年の洪水である平成5年11月14日集中豪雨規模における浸水被害を解消することを目標とする。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

ア．現況と課題

藤原川水系の河川の水は、主に農業用水として利用されており、一部はいわき市の水道水、工業用水としても利用されている。これに対し、近年に大規模な渇水被害は生じておらず、適正な利用がなされている状態である。

水質については、藤原川本川がC類型（BOD5ppm以下）に指定されており、下流部でBOD75%値が4～8ppm程度（近年10ヶ年）と、環境基準値を若干上回っているが、いわき市が進める下水道整備により、年々回復傾向にある。

このため、継続して河川の適正な利用が行えるよう、河川の正常な機能の維持に必要な流量を把握するとともに、各関係機関との調整を継続しつつ水利用に対する啓発と意識向上を図ることが課題とされる。

イ．目標

適正な水利用を継続させ、且つ水質回復を促進し、適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図ることを目標とする。

このため、いわき市や利水関係者、河川愛護団体および学識経験者等から積極的に情報を収集し、また流量データの蓄積を行うと共に、河川環境の実態を詳しく把握することにより、動植物の保護、景観、水質の保全に配慮しつつ、流水の正常な機能の維持に必要な流量の設定に努める。

水質に関しては、より良好な水質を目指し、地域住民や学識経験者等と一体となった水質回復に関する取り組みを行う。また、地域住民や小学校、各関係機関等と連携した河川の監視システムを構築し、情報の収集、提供を積極的に行い周知することにより、水利用および水質に対する啓発と意識向上を図り、水利用の適正化、効率化を図る。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

ア．現況と課題

藤原川水系は、流域の市街化が進んでいる中でも多様な種類の生物が確認されており、豊かな自然を残している。水域では、ヤマメ、ウグイなどの他、ギバチなどの貴重な生物も見られる。また、市街地においては潤いのある緑地空間として、河川公園等が整備されている。

今後の河川整備にあたっては、豊かな自然環境を保全・復元すると共に、流域の社会情勢や社会的要請との調整を行いながら、整備される施設が、広く利用・活用されることが必要となっている。

イ．目標

河川整備の際には、以下の事項に配慮し整備を行うことを目標とする。

- ・ 整備該当地区周辺に生息・生育する動植物の特徴を十分に把握し、それらに配慮した整備を行う。
- ・ 地域住民のニーズや公共施設整備状況を勘案し、流域との調和を図る。

3 . 計画対象期間及び対象区間

(1) 計画対象期間

本河川整備計画の対象期間は、次のとおりとする。

計画対象期間：おおむね 20 年

(2) 計画対象区間

本河川整備計画は、藤原川水系の法指定区間（福島県管理区間）とする。

表 - 1 計画対象とする区間

河川名	本支川	区間	流域面積 (km ²)	指定区間延長 (km)
藤原川	本川	河口～指定区間上流端	115.1	23.761
宝珠院川	1次支川	本川合流点～指定区間上流端	5.5	2.000
釜戸川	1次支川	本川合流点～指定区間上流端	28.3	18.216
死骨川	2次支川	釜戸川合流点～指定区間上流端	1.9	1.500
矢田川	1次支川	本川合流点～指定区間上流端	22.9	8.158
蔵持川	2次支川	矢田川合流点～指定区間上流端	5.1	2.500
三沢川	2次支川	矢田川合流点～指定区間上流端	2.5	2.800
走熊川	2次支川	矢田川合流点～指定区間上流端	1.6	1.400
岩崎川	1次支川	本川合流点～指定区間上流端	4.5	4.250
馬渡川	1次支川	本川合流点～指定区間上流端	1.4	1.000
水野谷川	1次支川	本川合流点～指定区間上流端	4.6	2.400
湯本川	1次支川	本川合流点～指定区間上流端	11.2	7.580
湯長谷川	1次支川	本川合流点～指定区間上流端	3.2	2.900

第2 河川の整備の実施に関する事項

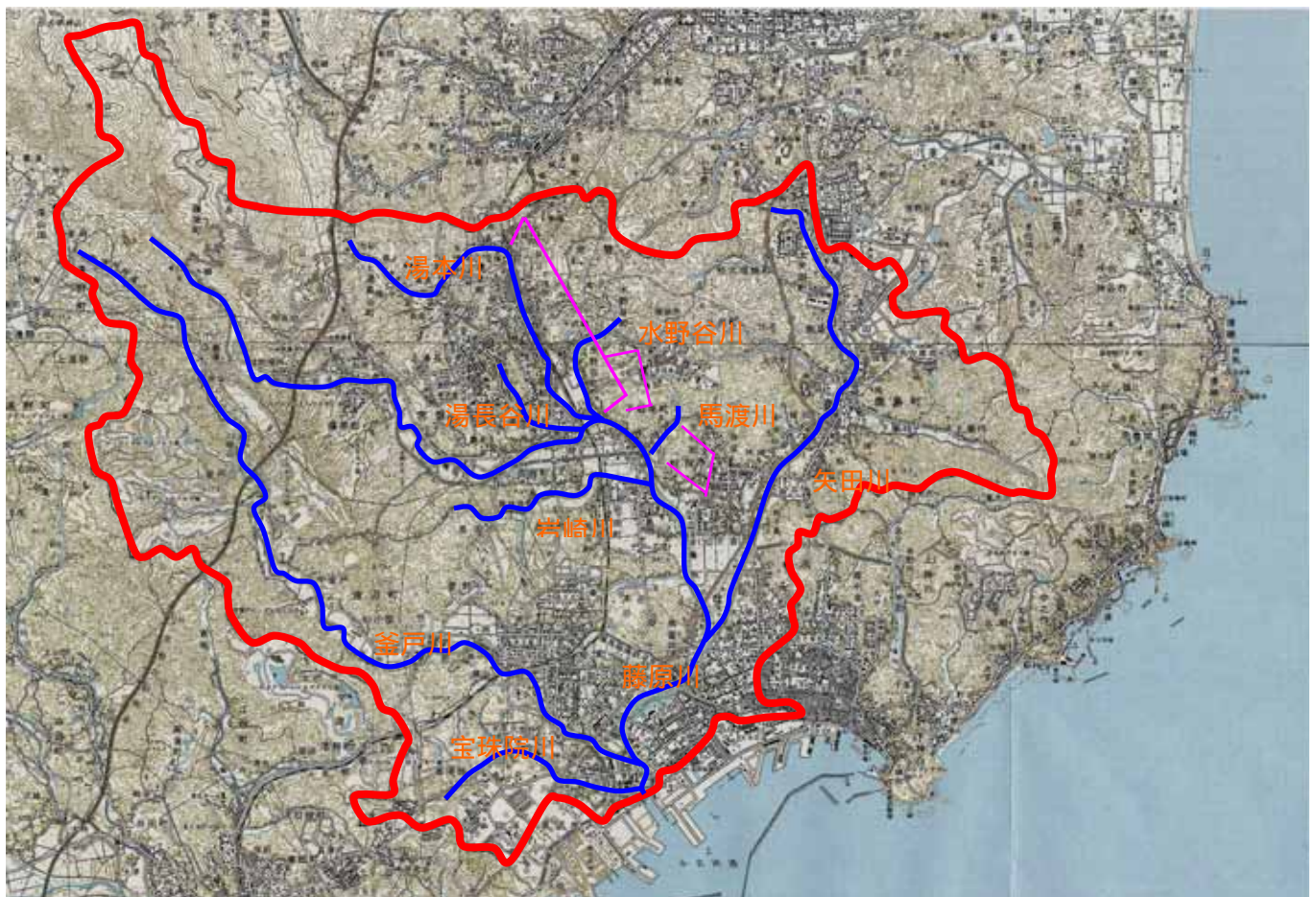
1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

平成17年7月に策定した二級河川藤原川水系河川整備基本方針に基づき、藤原川及び支川の整備を図る。

本計画においては、流域の治水対策市街化及び宅地化区域において、浸水被害の防止，軽減を図るため、表 - 2 に示す箇所について、優先的に洪水調節施設の設置，築堤，掘削などの整備を行う。施工にあたっては、動植物の生息・生育環境に配慮し、その保全，復元を図るものとする。

表 - 2 本整備計画期間内の河川整備一覧表

河川名	区 間	延長 (m)
湯本川	藤原川合流点～宝橋	3,710
水野谷川	藤原川合流点～諏訪橋	1,220
馬渡川	藤原川合流点～東作橋	1,100



湯本川

湯本川において、上流部左岸に捷水路を建設すると共に、調整池を建設し、藤原川合流点において平成5年11月14日洪水時の降雨で発生する流量 $150\text{m}^3/\text{s}$ を $120\text{m}^3/\text{s}$ に低減する。

また、調整池下流区間において、河床掘削，河道拡幅を実施し、湯本川整備対象区間において、平成5年11月14日洪水規模により発生する洪水に対して浸水被害を解消する。

工事の実施にあたっては、湯本温泉を中心とした市街地域と近年の宅地化区域を流れていることから、河川改修の際には街の景観に配慮した整備を行うと共に、多自然型川づくりにより、動植物の生息・生育環境の復元に努める。

調整池は、ワークショップ等により地域住民と話し合いながら、多目的利用を図っていく。

また、流域内の公共施設において、雨水の貯留浸透施設としての整備を働きかけていく。

(計画流量配分)

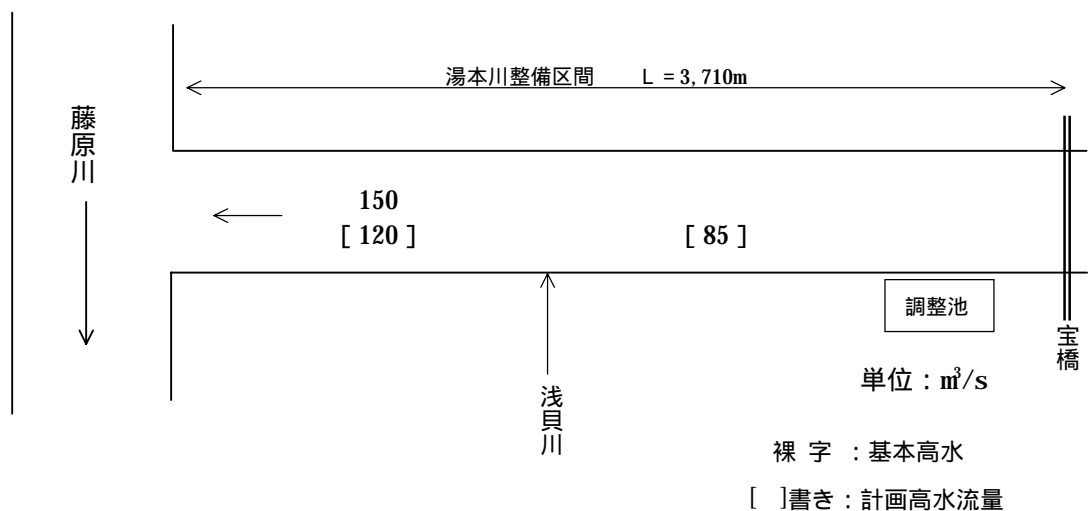


図 - 5 (1) 湯本川 計画流量配分図

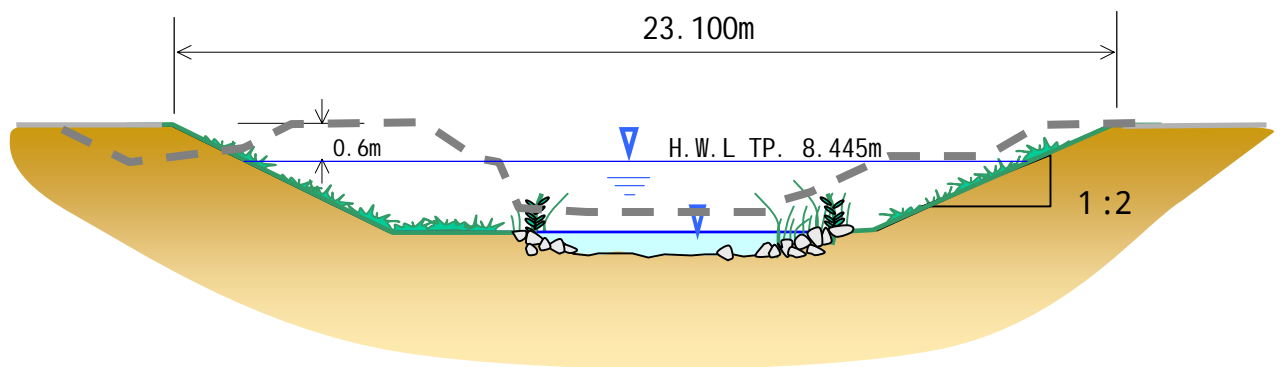
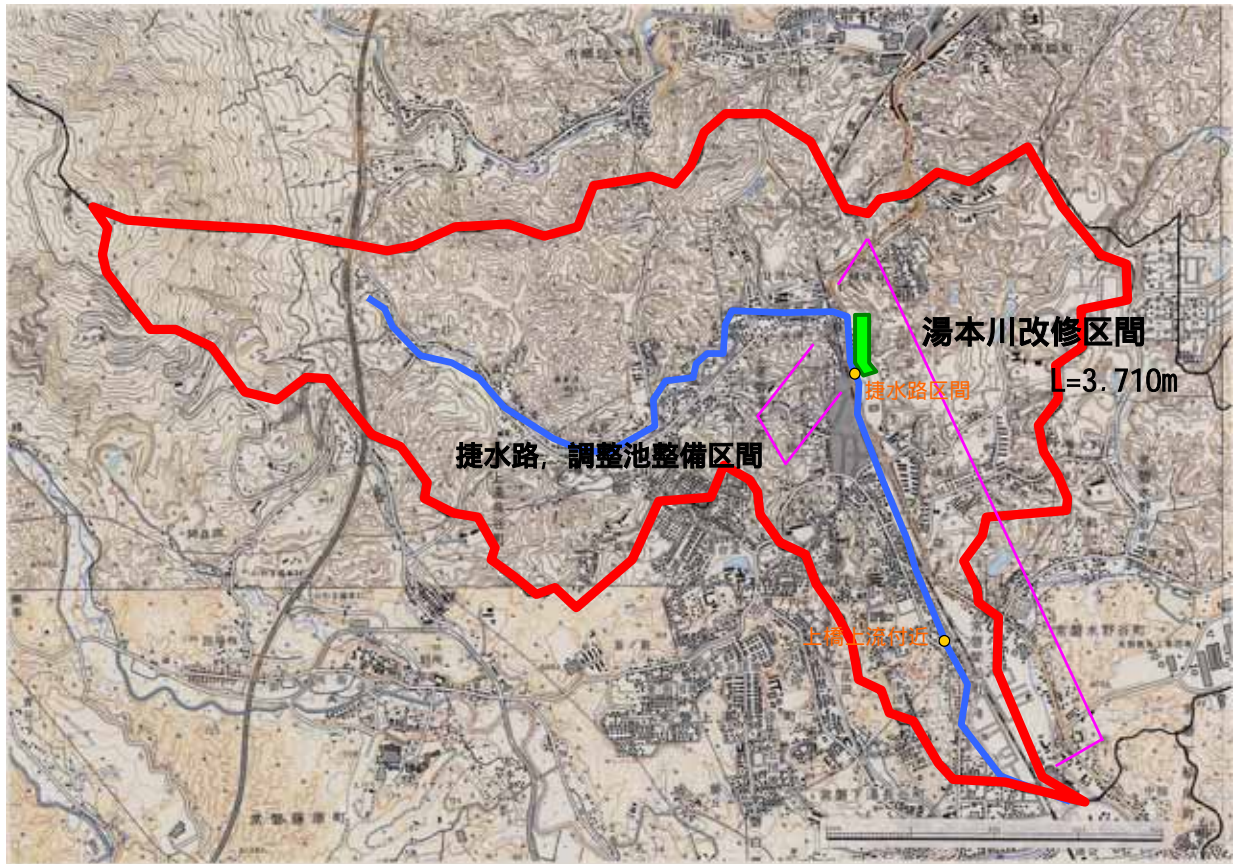


図 - 5 (2) 湯本川 上橋上流付近 (合流点から 1.40km)

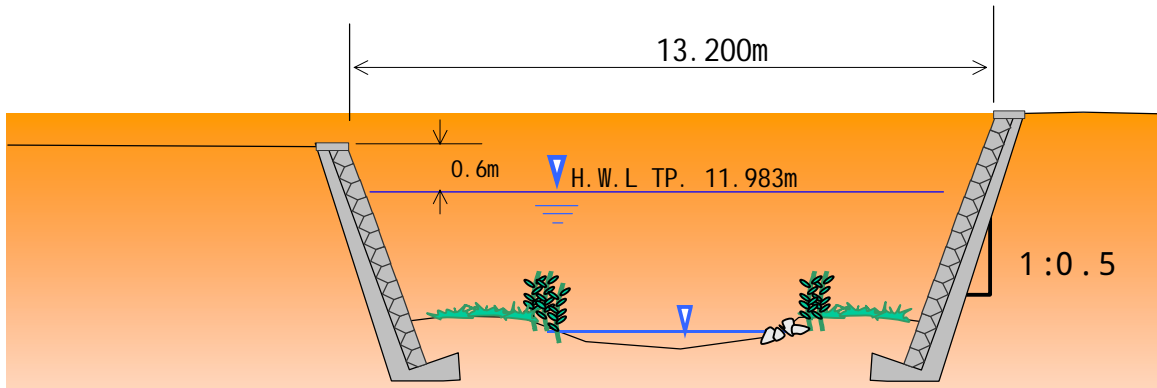


図 - 5 (3) 湯本川 捷水路区間 (合流点から 3.00km)

水野谷川

水野谷川の藤原川合流点から諏訪橋までの1,220m区間において、河床掘削、築堤を行うことにより河積を確保する。

また、河川改修の際には、多自然型川づくりにより、動植物の生息・生育環境の復元に努めると共に、水辺に親しめるよう階段護岸などの整備を行う。

なお、整備にあたってはワークショップ等により地域住民と話し合いながら、整備を行っていく。

(計画流量配分)

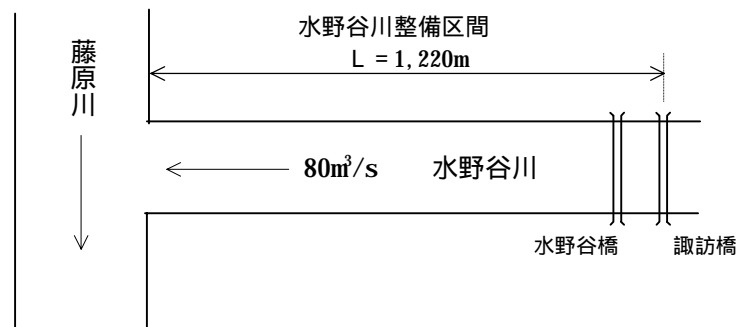


図 - 6 (1) 水野谷川 計画流量配分図

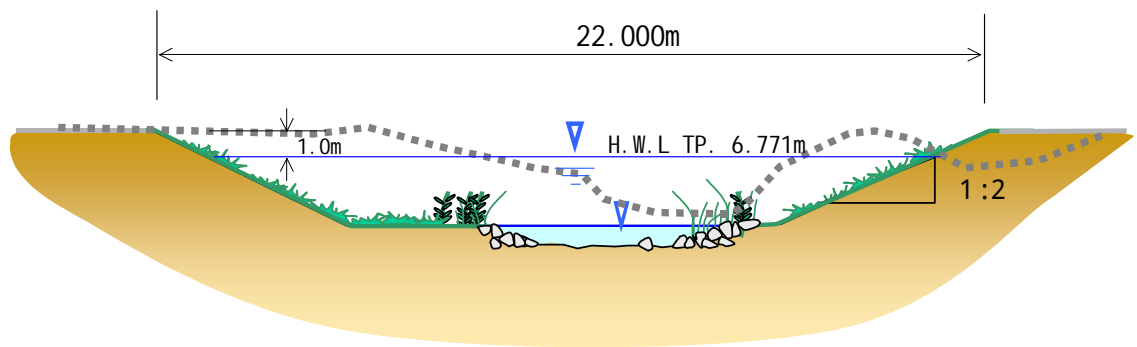
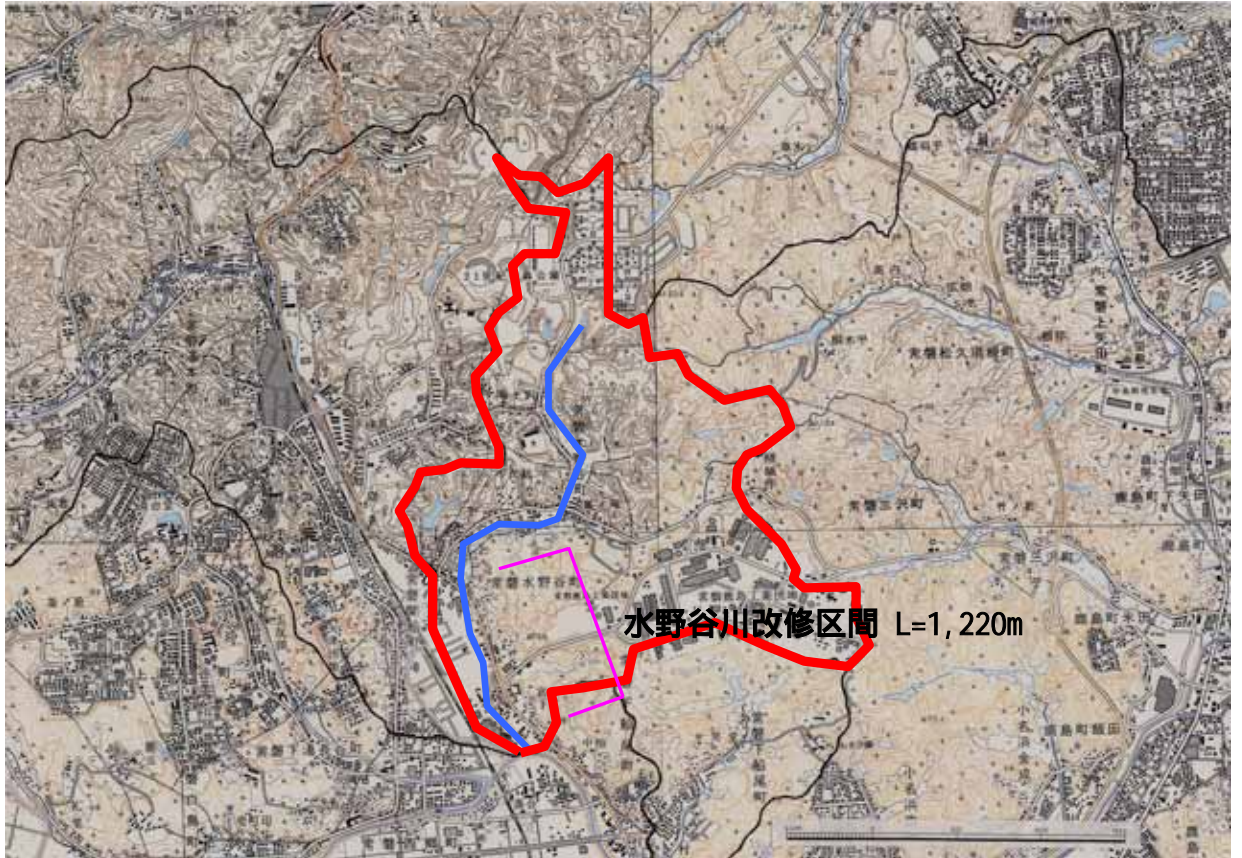


図 - 6 (2) 水野谷川 水野谷橋下流付近 (合流点から 0.88km)

馬渡川

馬渡川の藤原川合流点から東作橋までの1,100m区間において、河床掘削、築堤を行うことにより河積を確保する。

また、河川改修の際には、多自然型川づくりにより、動植物の生息・生育環境の復元に努めると共に、水辺に親しめるよう階段護岸などの整備を行う。

なお、整備にあたってはワークショップ等により地域住民と話し合いながら、整備を行っていく。



図 - 7 (1) 馬渡川 計画流量配分図

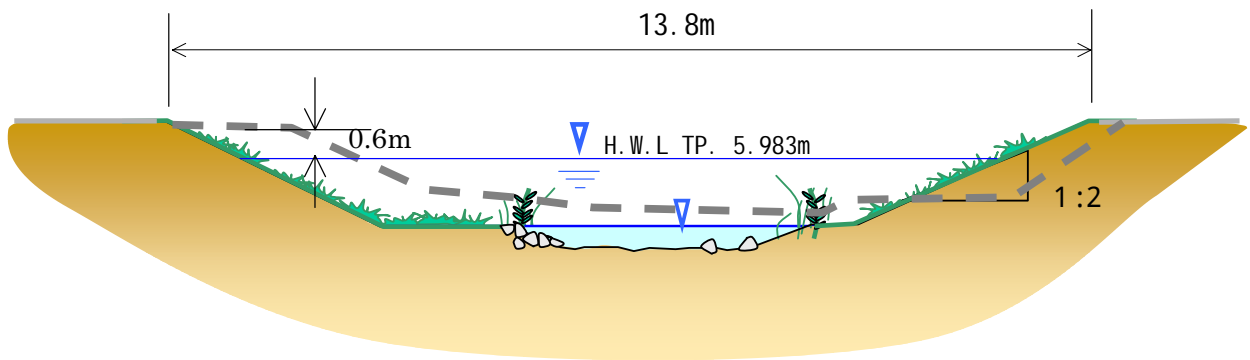
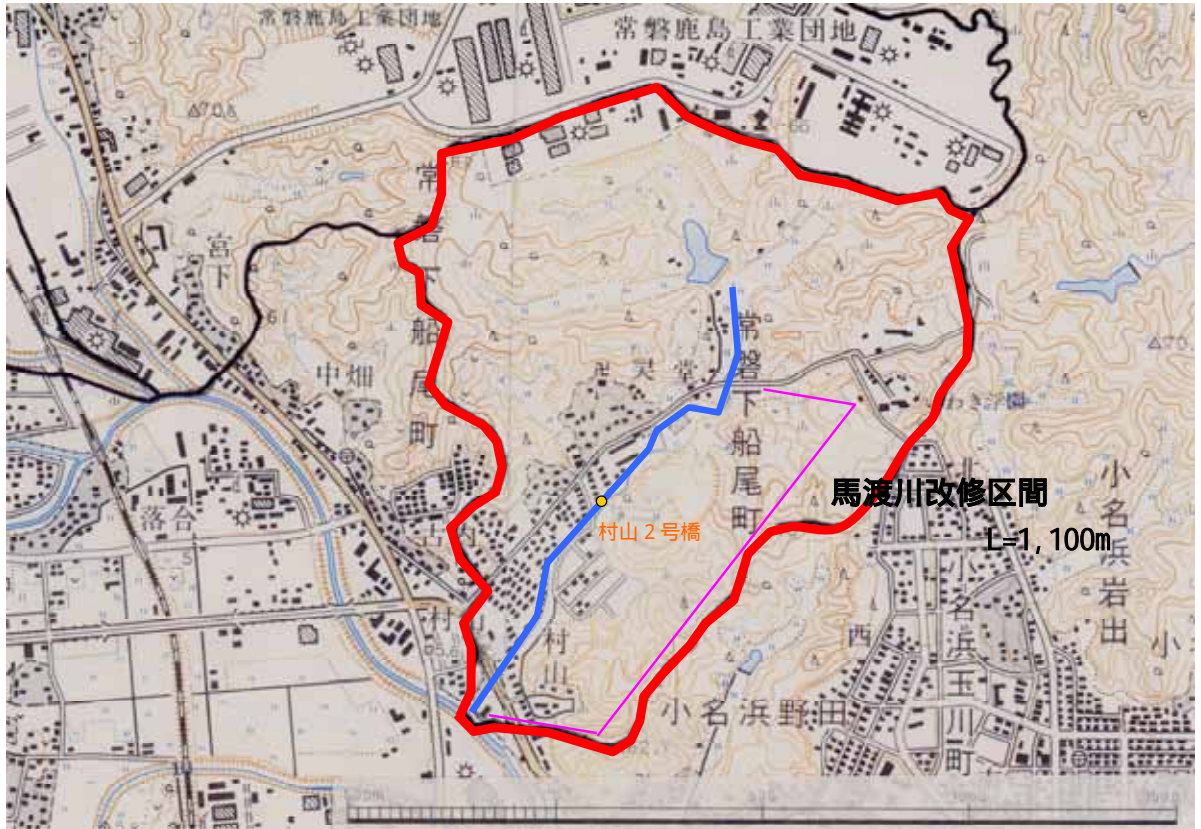


図 - 7 (2) 馬渡川 村山 2号橋付近(合流点から 0.60km)

2 . 河川の維持の目的、種類および施工の場所

(1) 河川の維持の目的

藤原川水系の地域特性を踏まえつつ、「洪水等による災害の防止」「河川の適切な利用」「流水の正常な機能の維持」および「河川環境の整備と保全」を総合的に行うことを目的とする。

(2) 河川の維持の種類および施行の場所

ア 災害の発生を防ぐための日々の管理

(ア) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能低下及び質的低下の原因としては、洪水や地震等の外力によるものと経年的な劣化や老朽化によるものがあるが、前者については速やかに、後者については計画的に対策を講じる。

特に調整池については、平常時の維持管理体制とあわせて、いわき市および地域住民と協力した維持管理を行い、調整池の多目的利用に配慮する。

また、護岸や堤防などの復旧に際しては、瀬淵など変化のある流れを積極的に作り出すことにより、生息する動植物の生息、生育環境の保全、復元を図る。

(イ) 許可工作物の維持管理

平常時の河川巡視等において、許可工作物の状況を把握し、河川の維持管理上の支障となる場合には、許可工作物の管理者に速やかに点検、修理等を実施するよう指導する。

(ウ) 河川情報の管理

河川の水位、流量及び流域内の降雨など河川情報は、洪水時の避難や渇水時の節水などを判断する基礎情報となることから、これらを観測、収集していわき市や地域住民への情報提供を行う。

イ 洪水管理

(ア) 洪水情報の提供

平時から水防団をはじめ地域住民に対し、洪水氾濫危険箇所を周知すると共に、災害関連情報の提供により防災意識の高揚を図る。また、それに向けた広報活動を実施すると共に、ハザードマップ作成への支援や防災関係機関（報道機関、消防、警察等）との協力体制の維持、強化を図る。

洪水時は河川情報の収集を行い、関係機関に対しても洪水情報の迅速な提供を図る。

また、平常時の多目的利用を図る調整池については、降雨初期段階での迅速な情報提供を地域住民との連携により行う。

(イ) 出水時の巡視、点検

河川管理施設の状況及び異常事態発生の有無を把握するため、洪水警報発令時や通報水位越え警戒水位に達するおそれがある場合には、必要に応じて河川の巡視を行う。

ウ 地震対策

気象庁が発表する震度が所定の値以上の場合には、速やかに震度や災害の規模に応じた体制を確保し、河川管理施設等の点検や連絡情報伝達手段を確保するとともに情報収集に努める。また、河川管理施設等に被害が発生した場合には速やかに応急復旧作業を実施する。

エ 港湾区域との調整

藤原川河口部に位置する港湾区域との調整については、港湾管理者との連絡体制を確立し、相互に情報交換を行い管理を行う。

オ 水量、水質への対応

(ア) 水量の監視

利水基準点である下船尾地点で水量を監視すると共に、必要に応じて地域への情報提供を行う。

(イ) 水質の監視

環境基準点であるみなと大橋水質観測所、島橋水質観測所、愛谷川橋水質観測所において水質の監視を行い、必要に応じて地域への情報提供を行う。また、地域の小学校などが行う河川に関わる環境教育を支援することにより、水質モニターとしての活用を図る。

(ウ) 啓発

現在の河川流量や水質の状況をインターネットやパンフレットなどにより周知することにより、節水意識の向上や水質への意識啓発を行う。

(エ) 水質事故への対応

有害物質が河川に流出する水質事故は、生息する魚類等の生物だけでなく、水利用者にも多大な被害を与える。平時より汚染源に関する情報の把握を行うとともに、発生時には迅速で適切な対応ができるように連絡体制の強化、関係部局との連携、水質事故訓練等を行う。

カ ゴミ、土砂、車両等の不法投棄の防止

地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置等により、ゴミや土砂、産業廃棄物、車両等の不法投棄の未然防止に努めると共に、不法投棄を発見した場合は、ただちに原因者に撤去させるものとする。

また、河川敷内のゴミや除草済みの草木類は、洪水時に小名浜港へ流下し、悪影響を及ぼす恐れがあることから、適切に除去するものとする。

3. その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 地域と一体となった河川整備に関する事項

河川の整備は、地域の街づくりに大きく関与することから、ワークショップなどの手法を用いた地域住民と一体となった整備が行える体制づくりに努める。

(2) 河川情報の提供と地域との連携に関する事項

ア 河川情報の提供

藤原川水系の河川を適切に整備、保全する気運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで積極的に創出するための河川愛護、美化思想の普及を促すため、河川管理者として収集した河川に関する情報(水質、水量、動植物の生態、河川空間および施設等の利用状況など)をインターネット、情報誌、パンフレット等を通して公開し、地域住民との情報の共有化を図るものとする。

イ 地域との連携

地域住民からの河川に関する情報が収集できる体制づくりを促進し、地域との連携を強化して河川清掃等のボランティア運動やイベント等のレクリエーション活動の支援を行うものとする。